

地震や台風、大雨災害等で被災された方への生活福祉資金貸付のご案内

京都府社会福祉協議会では、地震や台風、大雨災害等で被災され生活再建に向けて資金を必要とされている世帯に対し、下記のとおり福祉資金の貸し付けを実施します。

1. 資金種類

資金目的・内容	貸付上限額の目安	利子	据置期間	償還期間
福祉資金（災害援護資金） 災害を受けたことにより臨時的に必要な経費 ・被災した住宅の復旧及び必要最低限の家財の購入等 ・田畑・倉庫等の復旧	1,500,000 円以内 ※住宅の補修・改築等を必要とする場合の目安額は4,000,000 円以内	1.5% ※連帯保証人を立てられる場合は無利子	貸付月から3ヵ月以内 ※最長2年以内	据置期間経過後7年以内 ※個別状況により最長20年まで可能
緊急小口資金	100,000 円以内	無利子	2ヵ月	1年以内

※償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年5%の延滞利子が発生します。

※受付期間は、災害を受けた日から概ね6ヵ月以内。

2. 貸付対象世帯・貸付条件等

- ① 貸付対象は低所得・高齢・障害世帯です。（本会所定の所得基準による）
- ② 借入申込者は世帯の生計中心者となります。
- ③ 福祉資金（災害援護資金）は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく「災害援護資金」の貸付対象となる場合、対象外となります。（「緊急小口資金」については、対象となります。）
- ④ 借家等の修繕、焼け跡等の撤去など損害を賠償する目的での貸付はできません。
- ⑤ すでに発注、購入、支払い済みの場合は貸付対象外です。
- ⑥ これから自己破産を予定している場合、債務整理手続き中の場合も対象外です。
- ⑦ 貸付には審査があります。審査を進める中で確認させていただくことや追加書類の提出をお願いすることがありますのでご協力願います。
- ⑧ 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合一括償還をしていただきます。

3. 申請に必要な書類

- ① 借入申込書
- ② 所得証明書、直近3ヵ月分の収入が分かる書類（給与明細・通帳コピー等）
- ③ 住民票の写し
- ④ 官公署発行の被災（り災）証明書
※市町村により発行に時間がかかることがあるため、民生委員等により被災したことが確認できる場合は、申込時は添付しなくても差し支えありません。
- ⑤ 住宅の復旧等については、補修等に関する必要書類
 - ・工事業者見積書
 - ・住宅資金計画書（所定様式）又は工事平面図、立面図
- ⑥ 家財購入等の場合
 - ・業者見積書、カタログ等
- ⑦ その他本会が必要と認める書類

4. 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。送金は貸付決定がなされ借用書の提出がなされた後に行います。

※送金を受けるための金融機関口座が使用できない状況の方は、ご相談ください。

5. 償還について

原則として、金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。（毎月20日）

お申込み・ご相談窓口

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会

〒614-8022 八幡市八幡東浦5番地 八幡市立福社会館内

電話 075-983-4450 ファックス 075-983-5798

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 民生課

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都5階

Tel.075 (252) 6293 又は 6273